

# 想 続 だ よ り

感謝の気持と譲る心の大切さ



一般社団法人

相続サポートセンター

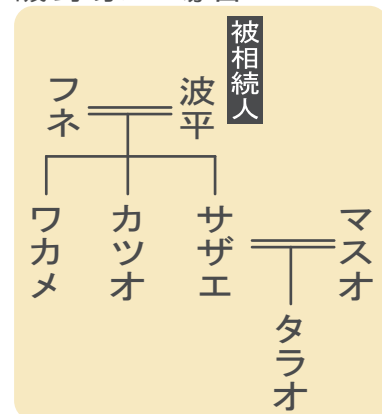
## どう変わる？これからの相続 Q & A

平成27年1月1日より  
相続税が変わります！

**Q** どのような内容なのですか？

**A** まず、一番大きな改正点は基礎控除額の改正です。  
基礎控除とは相続税の申告が必要となるかどうかのボーダーラインの額です。  
現行の基礎控除額が6割に減額となります。

磯野家の場合



**現行** 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

**改正後** 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

国民的アニメ磯野家で例えてみると、現行では波平さんが亡くなると相続人はフネさん、サザエさん、カツオ君、ワカメちゃん、の4人で

5,000万円 + 1,000万円 × 4人 = **9,000万円**

が基礎控除となるところが

平成27年1月1日以降の相続では

3,000万円 + 600万円 × 4人 = **5,400万円**

しか基礎控除として認められないこととなります。

現行では波平さんの遺産総額が9,000万円以下であれば申告も不要ですし、もちろん相続税も発生しませんでした。しかし、今度の改正では遺産総額が5,400万円を超えていれば申告が必要となり、相続税の納税が必要となる方が増える可能性が出てまいります。

現在相続税の納税率は全国平均で約4%ですが、この税制改正で全国平均で6%くらいに、また都市部では15%を超えるのではないとも言われています。

**Q** 相続税率も変わると聞きました。どう変わるのですか？

**A** 相続税の税率が上げられます。下記相続税の速算表の2億円超部分が45%に、6億円超部分が55%になります。

日本の相続税の計算は法定相続分課税方式と言って、仮に法定相続人が法定相続分で遺産を取得したとして計算します。

まず、遺産額から基礎控除を引き、法定相続分で分けた後に、税率を乗じますので遺産額がかなり大きい人が対象となります。

こちら、平成27年1月1日以後の相続から適用になります。



相続税速算表

法定相続人の取得金額	改正後		現行	
	税率	控除額	税率	控除額
1千万円以下	10%	0	10%	0
1千万円超 3千万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3千万円超 5千万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5千万円超 1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円		
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円		

**Point!** 居住用の宅地等(特定居住用宅地等)の限度面積が拡大されます!

被相続人または生計を一にする親族が居住する宅地のうち限度面積までの部分で、相続税の課税価格に算入する価額を、一定の割合で減額(80%減額)することができます。

**改正前** 限度面積 **240㎡**

**改正後** 限度面積 **330㎡**

各ご家庭の状況によって相続のかたちは様々。まずはお気軽に当センターまでお問い合わせください。

# お客様の声

今回は当センターに寄せられました、皆様からの生の声をご紹介します。



先日は相続の件で、平良様にお世話になりました。何一つ書類がなく一から全てお願いしたにもかかわらず、気持ちよくお受け下さりとても感謝しております。常に進行状況など連絡をいただきとても安心出来ました。姉2人もお話しがスムーズで信頼感の持てる人だと話しております。この先、又お世話になる事があると思っております。姉共々宜しくお願いします。今回は本当ににお世話になり、心より感謝しております。ありがとうございました。

先日は相続の件で、平良様にお世話になりました。何一つ書類がなく一から全てお願いしたにもかかわらず、気持ちよくお受け下さりとても感謝しております。常に進行状況など連絡をいただき、とても安心出来ました。姉2人ともお話しが出来、とても信頼感の持てる人だと話しております。これから先、又お世話になる事があると思いますが、姉共々宜しくお願い致します。今回は本当にお世話になり、心より感謝しております。ありがとうございました。

平塚市 N様 男性

終始、丁寧で親切な対応に感謝しております。相続に関する説明・経過報告等の連絡を入れていただけましたので状況の把握が出来ました。安心へ繋がっていた事のおかげで思われず。また、「穏やかさ」が対話の中で好印象でした。会社の目的とされている「想い」を感じることが出来ました。

終始、丁寧で親切な対応をありがとうございました。相続に関する説明・経過報告等の連絡を入れていただけましたので状況の把握が出来ることにより、安心へと繋がっていた事がとてもうれしく思われました。また、「穏やかさ」が対話の中で好印象でした。会社の目的とされている「想い」を感じることが出来ました。

伊勢原市 N様 女性

この度は、大変お世話になりました。ありがとうございます。実際の相続が発生した時の心がまえが出来て、私も安心いたしました。また何かおたずねすることもあるかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひいたします。

このたびは、大変お世話になりました。ありがとうございます。実際の相続が発生した時の心がまえが出来て、私も安心いたしました。また何かおたずねすることもあるかもしれませんが、ひとつよろしくお願ひいたします。

横浜市泉区 H様 女性



一般社団法人

## 相続サポートセンター

相続サポートセンター



[www.so-sapo.jp](http://www.so-sapo.jp)

まずはお気軽にご連絡ください。



# 0120-3715-40

**横浜戸塚店**

〒244-0003  
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 4812  
TEL: 045-435-5010 FAX: 045-435-5020

**南林間店**

〒242-0003  
神奈川県大和市林間 1-5-7  
TEL: 046-278-2335 FAX: 046-278-2420